

よんでん まるっとソーラー・蓄電池(住宅)契約約款

第1章総則

第1条(本約款の適用)

よんでん まるっとソーラー・蓄電池(住宅)契約約款(以下「本約款」といいます。)は、四電エナジーサービス株式会社(以下「YES」といいます。)が、本件建物に本設備を設置してお客様に賃貸借する本サービスについて、適用条件を定めたものです。

第2条(本約款の変更)

- 1 YES が合理的な事情があると判断する場合には、民法第548条の4の規定により本約款を変更することができるものとします。その場合、YES は、変更を行う旨、変更後の約款の内容、その変更時期について、変更の内容に応じて相当の期間をおいた上で、お客様に通知するものとします。
- 2 前項により本約款を変更する場合、YES は、YES のホームページ等によりお客様に通知するものとします。

第3条(定義)

次の言葉は、本約款において次の意味で使用するものとします。

1 お客様

よんでん まるっとソーラー・蓄電池(住宅)契約(以下、「本契約」といいます。)を締結し、本サービスをご利用される方をいいます。

2 本設備

本約款に基づいて本件建物に設置される YES 所有の次の設備の総称をいいます。

- ① 太陽光発電設備
- ② 蓄電池
- ③ 太陽光発電設備及び蓄電池(セット)

3 本件建物

YES が本設備を設置するお客様所有の建物をいいます。

4 本件電力

本設備が発電した電力をいいます。

5 本サービス

YES が本設備を設置し、お客様に賃貸借するサービスをいいます。

6 共有者

本件建物をお客様と共有される方をいいます。

7 本設備機器メーカー

本設備の保証を行う機器メーカーをいいます。

第4条(本契約の成立)

- 1 本契約は、お客様と四国電力株式会社（以下「四国電力」といいます。）が電灯契約を締結していることを成立条件とします。
- 2 本サービスの利用の申込は、お客様が予め本約款および契約説明書を承認の上、YES 所定の申込書を YES に提出して行うものとします。
- 3 本契約は、前項の申込書を YES が承諾をしたときに成立いたします。ただし、次の各号のうち、①から⑭を満たさない場合及び⑮から⑱の拒絶事由に該当する場合は、YES は本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - ① 離島を除く四国内の建物であること
 - ② 本件建物がおお客様の持ち家(持ち分比率 50%以上)であること
 - ③ おお客様の満年齢が 18 歳以上 70 歳未満であること。かつ 65 歳以上の場合は連帯保証人が設定できること（申込者様及び連帯保証人様の収入を証明する書類として源泉徴収票又は税務申告書を提示していただく場合があります）
 - ④ 太陽光発電設備の設置については、本件建物が 2 階建て以下であること
 - ⑤ 本件建物への本設備の設置が可能であること
 - ⑥ 本設備の太陽光パネル容量は 4 kW 以上 15 kW 未満であるもの
 - ⑦ 本設備のパワーコンディショナーの容量が、3 kW 以上 10 kW 未満であるもの
 - ⑧ 本設備の蓄電池容量は 20 kWh 未満であるもの
 - ⑨ お客様による本設備の改変、改造は行わないこと
 - ⑩ 太陽光発電設備の設置については、YES に本件建物の図面（写し）を提供できること
 - ⑪ 太陽光発電設備の設置については、隣接する建物の日射影響がない等、本設備の設置環境が良好であること
 - ⑫ 本件建物の耐荷重等、構造計算についてはお客様から建設会社等へ確認いただくこと
 - ⑬ 本サービスに係る設備の保守が技術上可能であること
 - ⑭ お客様は、契約期間中、太陽光発電設備については屋根上を無償で YES に使用させること、および蓄電池については設置場所を無償で YES に使用させること
 - ⑮ お客様が申込みされる保証会社の株式会社ジャックスが所定の信用調査を行った結果、YES 及び保証会社の応諾基準に合致しない場合
 - ⑯ 本サービスの申込書に不備があるとき又は虚偽の事実を記載したとき
 - ⑰ 違法、不当、公序良俗違反、YES 若しくは YES のサービスの信用を毀損又は YES のサービスを直接若しくは間接に利用する者が重大な支障をきたす等の態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - ⑱ その他やむを得ない理由があると YES が判断したとき
- 4 お客様が YES に本サービスの利用の申込を行い、YES がその申込を承諾した場合、特定商取引に関する法律に則り、申込書を遅滞なくお客様に交付するものとします。また、本約款については、申込書及び YES のホームページ等によりお客様に交付することとし、そのことをお客様は予め承諾するものとします。

- 5 前項により本契約が成立した後、お客様は、本契約に定める場合、法令に定めのある場合又はYESが特に認めた場合を除き、本契約を取消し、又は解約することはできません。

第5条(クーリングオフ)

- 1 訪問販売でお申込された場合、本書面を受領した日を含む8日間は、お客様は、書面又は電磁的記録(電磁的記録による場合は、申込書に掲載の契約説明書内の「IV. お問い合わせ先」に記載されているFAX番号又はメールアドレスまで連絡いただき、以下、同じとする。)により申込みを撤回し、又は本契約を解除することができます。
- 2 前項にかかわらず、お客様が、YES若しくは本サービス取扱店が前項の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又はYES若しくは本サービス取扱店が威迫したことにより困惑し、これらによって申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、特定商取引に関する法律第9条1項ただし書の書面をお客様がYESから受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面又は電磁的記録により申込みを撤回し、又は本契約を解除することができます。
- 3 第1項又は第2項の契約の申込みの撤回又は契約の解除は、お客様がそれにかかる書面又は電磁的記録を発した時に、その効力を生じます。
- 4 第1項又は第2項の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合においては、YESおよび本サービス取扱店は、お客様に損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- 5 第1項又は第2項の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に契約に基づくサービスが提供されたときにおいても、YESおよび本サービス取扱店は、お客様に対し、サービス利用料金その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- 6 第1項又は第2項の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、YESは、お客様に対し、速やかに、その全額を返還します。
- 7 第1項又は第2項の申込みの撤回又は契約の解除を行った場合において、契約に基づくサービスの提供に伴いお客様の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客様は、YESに対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

第6条(サービス開始)

- 1 本契約の成立後、第8条に定める工事会社により本設備の設置工事を行います。サービス開始日は、本設備をお客様へ引渡し、保証会社が契約内容及び引渡し等のお客様に対する確認を完了した日となります。
- 2 YES(YESが指定した工事会社などの関係者を含みます。)は、本設備の取扱説明書をお客様に交付し、お客様は、本設備の設置日からサービス期間の終了日までの期間にわたり、本設備の保管、使用にあたり善良な管理者の注意義務を払うとともに、取扱説明書に記載された本設備の使用条件、警告又は注意事項を遵守するものとします。
- 3 YESは、本サービスの提供にあたり、お客様窓口を設置します。お客様は、本設備の保守・メンテナンスその他本サービスに関するトラブル等があった場合は、すみやかにお客様窓口まで連絡するものとします。

第7条(本設備の譲渡)

- 1 YESは、本サービス期間終了日以降、お客様に対して、本設備を現状有姿にて譲渡します。本設備の譲渡にかかる条件は本約款及びYES所定の申込書のとおりとします。

- 2 本設備の所有権移転日は、移転手続き完了後に YES が発行する譲渡証明書に記載された譲渡日とします。
- 3 前項の場合において、本設備に関する保証期間が残存する場合、本設備機器メーカーが承諾する限りにおいて、お客様は本設備のメーカー保証を承継いただけます。当該保証は、本設備機器メーカーの保証規定によるものとします。
- 4 本設備の所有権移転後は、YES は本設備について一切の責任を負いません。

第8条(業務の代行)

本契約に基づき YES が履行すべき業務（系統連系の手続き、本設備の設置・メンテナンス等）については、YES から委託を受けた第三者が行うことがあることにお客様は承諾します。

第9条(本設備の設置の承諾)

- 1 お客様は、YES が本件建物に本設備を設置することを承諾します。
- 2 本サービス期間中、本設備に課税される固定資産税その他の公租公課は、お客様の負担となります。
- 3 YES が付帯設備を含む本設備の設置・運用のため必要となる工事をするにあたり、お客様は、本件建物及び土地に改変・改良を加えることを予め承諾するものとします。
- 4 お客様は、お客様の責めに帰すべき事由に基づく本サービスの解除等により YES が本設備を引き取る場合、お客様は前項の改変・改良について YES に原状回復を求めないこととします。
- 5 契約期間中の再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく余剰売電収入は、お客様に帰属します。
- 6 お客様は、以下の各号に同意の上、四国電力が J-クレジット制度に参加することに承諾するものとします。J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減量や吸収量（以下「環境価値」といいます。）をクレジットとして国が認証する制度をいいます。
 - ① 本サービス期間においては、お客様の本設備の自家消費電力量に係る環境価値は四国電力に帰属します。
 - ② J-クレジット制度における各種申請にあたり、お客様は四国電力が必要とする情報を YES を通じて提供し、四国電力はそれを使用します。なお、四国電力は、J-クレジット制度の申請に必要な範囲内で、お客様の個人情報（以下「個人情報」といいます。）と発電・消費電力・余剰電力情報（以下「発電情報」といいます。）を審査機関等へ提供します。
 - ③ 次の場合には、必要に応じてお客様はこれに協力するものとします。審査機関による J-クレジット制度の認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査等の運営及び管理に関して必要があるとき

第 10 条(本設備の設置・メンテナンス等及び立ち入りの承諾)

- 1 お客様は、本契約期間中又は本契約終了後にかかわらず、YES 又は YES から委託を受けた第三者が、本設備の設置、運用、保安検査、メンテナンスその他点検、更新、変更及び除去等の作業を行うため、お客様の土地、本件建物、本件屋根上部分に立ち入ることを承諾するものとします。
- 2 YES は、第 16 条の不可抗力以外の原因で本設備が故障した場合、速やかに、技術者を派遣し、本設備を正常な状態に回復させ又は本設備の交換を行うものとします。なお、YES は、本件建物及びその敷地内で作業を行う場合には安全確保のための措置を取り安全確保に努めることとします。
- 3 お客様は、YES 又は YES から委託を受けた第三者が、本設備を設置、運用、保安検査、メンテナンスその他点検、更新、変更及び除去等の作業を行うため、お客様の費用負担で、お客様の電力を使用することに同意するものとします。
- 4 故意又は過失に基づいて、本設備又は本設備の設置工事によってお客様の身体又は財物に損害を生ぜしめた場合、YES は、当該損害を賠償しなければならないものとします。ただし、本設備及びこれに関する機器の設置に伴う工事そのもの（屋根・瓦への穴あけ、ビス打ち等）は損害に含まれないものとします。また、本設備の設置後、通常の使用又は経年劣化により、本件建物等のお客様の財物に不具合（音、振動、錆、傷、変形、鳥害の発生等）が生じたとしても、YES は何らの責任を負わないものとします。
- 5 本設備設置時における標準工事範囲については次の各号のとおりとします。
 - ① 本設備設置工事
 - ア. 本設備の設置（蓄電池の基礎工事を含む）
 - イ. 本設備の太陽光パネルの取付場所（屋根材）は、原則、縦ぶき金属屋根、横ぶき金属屋根で、築年数 15 年以下であることとします。
 - ② 電気工事
 - ア. パワーコンディショナー、集電箱、非常用コンセント
 - イ. 設備機器間の配管、配線
 - ウ. 既存電灯分電盤までの 20m 以内の配線
 - エ. ブレーカ（連系用ブレーカ）の設置及びお客様の電灯分電盤への接続
 - オ. 既存の接地線への接続又は接地極埋設
 - ③ その他
 - ア. 本設備に発電量や消費量を表示するカラーモニターが含まれる場合は、その取付
- 6 本設備設置時における標準外工事範囲については次の各号のとおりとし、標準外工事にかかる費用については、YES 又は YES から委託を受けた第三者が提示した工事の条件等に不備が存在したことによって当該費用が生じた場合を除き、お客様の負担とします。
 - ① 本設備設置工事

ア. 本設備の太陽光パネルの取付に際して、屋根材の穴あけを伴う工事（なお、割れや不良、本設備の取付により雨漏りのおそれがある場合など、屋根の状態によっては設置できない場合があります。）

イ. その他、第5項①以外の工事

② 電気工事

ア. 本件建物以外の場所へ電力量計を設置する工事（電力系用配線延長、ポール設置等）

イ. 埋設配管工事

ウ. 既存の電灯分電盤の主幹ケーブルサイズ不足によるケーブル変更

エ. 自立運転用コンセントの延長配線および当該配線にかかるコンセント設置

オ. その他、第5項②以外の工事

③ その他

ア. 工事中足場設置

イ. 本設備設置の障害となる物品の撤去又は移動

ウ. 屋根の補修、塗装

エ. その他、第5項③に記載のない工事

第11条(本件建物の共有者規定等)

- 1 共有者は、本件建物が共有に属する場合、お客様が本契約上の権利を有し、義務を負うことを確認し、承諾するものとします。
- 2 共有者は、お客様に対して、本契約に関する YES への意思表示、通知その他の連絡を行う権限を付与するものとし、本契約の存続期間中、これを撤回しないものとします。
- 3 YES がお客様に対して行う通知は、共有者に対しても効力を有するものとし、お客様から YES に行われた通知は、共有者全員からの通知とみなすことができるものとします。
- 4 共有者は、お客様が本契約を締結し、本契約に基づいて YES が本件建物に本設備を設置すること並びに本設備の設置・運用・撤去等のため必要となる工事をするにあたり、本契約期間中又は本契約終了後にかかわらず、お客様の土地、本件建物、本件屋根上部分に立ち入り、又は改良・変更を加えることについて異議を述べないものとします。
- 5 共有者は、本契約において明示的な定めがない限り、本契約に基づく権利（これには本件設備の所有権あるいは所有権を受ける地位を含みます。）、又は義務を負うことはないものとします。
- 6 お客様及び共有者は、申込書記載の連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）に変更があった場合には、直ちに YES に連絡するものとします。
- 7 お客様は、本条に定める共有者に関する規定について責任を負い、適切に共有者から承諾を取得すること等の責任を負います。

第 12 条(本契約の中途解約)

- 1 お客様は、次項に定める場合を除いて本契約を中途解約できないものとします。
- 2 お客様は、お客様が希望し、YES が中途解約を相当と認めた場合、本設備の譲渡金額としてサービス利用料金総額から既支払額を差し引いた残サービス利用料金を YES に支払うことを条件に、本契約を中途解約することができるものとします。なお、YES が中途解約を相当と認めた場合にお客様は、中途解約をしようとする月の前月末までに YES に申し出るものとして、中途解約をしようとする日までに申込書に記載する譲渡金額を YES に一括で支払うものとします。
- 3 前項の場合において、本設備は前項の譲渡金額を YES に支払った日より 90 日以内に、YES からお客様に所有権が移転するものとします。所有権移転日は、移転手続き完了後に YES が発行する譲渡証明書に記載された譲渡日とします。
- 4 前項の所有権の移転が生じた場合は、本設備のお客様に対する引き渡しの効力が生じるものとします。
- 5 前項の場合において、本設備に関する保証期間が残存する場合、本設備機器メーカーが承諾する限りにおいて、お客様は本設備のメーカー保証を継承いただけます。当該保証は、本設備機器メーカーの保証規定によるものとします。

第 13 条(本契約の解除等)

- 1 YES 又はお客様は、相手方が本契約に基づく義務の履行を怠り、相手方に対して相当の期間を定めて是正の通知を行ったにもかかわらず、当該期間を経てもなお是正が認められない場合には、相手方に対して契約解除の通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとします。
- 2 YES は、本契約期間中お客様に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、お客様に対して契約解除の通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 「よんでんまるっとソーラー・蓄電池(住宅)」契約申込書に記載のサービス利用料金の支払いにおいて、YES 又は委託を受けた集金代行会社が 20 日以上期間を定めて、その支払いを書面で催告されたにもかかわらず、3 カ月分滞ったとき
 - ② 破産、民事再生その他これらに類する手続きを申し立て、または申し立てられたときのほか、一般の支払いを停止したとき、強制執行、保全処分の申し立てを受けたとき、並びに滞納処分等を受けたとき
 - ③ 本契約に違反したとき
 - ④ 本件建物を増改築又は処分し、本設備を設置・維持することができなくなったとき
 - ⑤ 本件建物を第三者に譲渡することとなったとき (相続・離婚を除く)
 - ⑥ お客様が反社会的勢力に該当したとき
 - ⑦ その他 YES との信頼関係を著しく損なう行為をしたとき
 - ⑧ 連帯保証人が前記各号の一にでも該当した場合において、YES が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき
- 3 前項のうち、第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、契約解除通知の受理にかかわらず、本契約は解除されるものとします。

- 4 第1項、第2項に定める事由がお客様に生じたことにより本契約が解除された場合は、お客様はサービス利用料金総額から既支払額を差し引いた残サービス利用料金を YES に支払っていただきます。
- 5 第1項、第2項により本契約が解除された場合、本設備は原則として残置のうえ、所有権はお客様に移転します。ただし、YES が本設備の所有権を留保する旨を通知した場合は、YES の所有権を留保するものとします。
- 6 前項により、本設備の所有権を YES に留保したとき、YES が本設備を引き取る場合は、お客様にやむを得ず事前の通知ができない場合であっても、YES はお客様の承諾を得ることなく、お客様の土地、本件建物、本件屋根上部分に立ち入り、本設備の撤去作業を行うことができるものとし、撤去費用は、YES の請求に基づき、お客様が負担するものとします。YES が本物件を撤去した後の原状回復義務はお客様が負います。

第14条(損害賠償)

- 1 YES 又はお客様は、故意又は過失によって相手方（YES の業務委託先を含む。）に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないものとします。この場合、本契約の解除の有無を問わないものとします。
- 2 お客様が故意又は過失によって、本設備又は本設備に付随する設備（これら設備に権利表示の記載がある場合はこれも含む。）を損傷又は滅失させた場合には、当該設備が修理可能な場合には修理費を、当該設備が滅失し又は修理不可能な場合には当該設備の調達価格及び取替工事費等の合計額並びにかかる損傷又は滅失に起因して YES が被った損害を、それぞれ賠償するものとします。

第15条(お客様・第三者に対する補償義務)

- 1 YES は、本件設備の運用上の問題、事故その他の事情によりお客様又は第三者に対して損害を被らせるおそれが生じた場合、速やかにお客様に報告するものとします。
- 2 YES は、本件設備の運用上の問題、事故その他の事情によりお客様又は第三者に対して損害を被らせたときは、その責任と費用負担において、当該損害の補償その他の必要な措置を講ずるものとします。

第16条(本設備の滅失等)

本設備が、天災地変、戦争、暴動、テロ等の不可抗力により、YES 及びお客様の責に帰すことができない事由により、一部又は全部滅失した場合には、次の各号のとおりとします。

② 本設備の復旧について可能と YES が合理的に判断した場合

YES の費用負担で本設備を復旧し、お客様はこれに協力するものとします。

③ 本設備の復旧について不可能と YES が合理的に判断した場合

本設備を撤去し、本契約は本設備が滅失した日、若しくは滅失したと推定した日をもって終了するものとします。この場合、お客様にサービス利用料金総額から既支払額を差し引いた残サービス利用料金をお支払いいただきます。

- 2 本設備の搬入日からそのサービス期間終了日まで、本設備が滅失(修繕不能、盗難及び所有権の侵害を含む。以下同じ。)若しくは損傷した場合、又は本設備を使用及び収益することができない期間(本設備の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれに限らない。)が生じた場合、お客様は、サービス利用料金の支払いを拒むことはできず、YES に対し、本設備の代替物の引渡し、サービス利用料金の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできないものとします。ただし、上記の滅失、損傷、使用収益の不能等の事由が YES の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りではないものとします。

第 17 条(本契約終了時の留意事項)

- 1 お客様が本契約に基づいて、本設備の所有権を取得した場合又は本契約の終了後もお客様が本設備の利用を継続する場合、お客様は、以下の点に留意するものとします。
 - ① 本設備の継続的な使用にあつては、継続的なメンテナンス等が必要であること
 - ② 本設備は、発電・蓄電設備であるため、許認可を受けた者以外がメンテナンス等を行うことができないこと
 - ③ 本設備のメンテナンスについては、お客様自身でメンテナンス業者と契約が必要であること
- 2 前項の場合において、お客様は、YES に対して本設備の設置、メンテナンス等を依頼することができ、YES はこれを有償にて受け、又は協力会社を紹介することができるものとします。

第 18 条(権利義務の譲渡禁止)

- 1 お客様は、予め YES の承諾を得ることなく、本契約及びこれに関係する契約に基づく権利義務並びに契約上の地位を第三者に譲渡又は担保に供することができないものとします。
- 2 YES は、本契約及びこれに関係する契約に基づく権利義務並びに契約上の地位を第三者に譲渡又は担保に供することができるものとし、お客様はこれについて予め承諾するものとします。

第 19 条(秘密保持)

- 1 YES 及びお客様は、本契約の内容及び本契約等を通じて知得した相手方の営業上、技術上の情報(以下「秘密情報」といいます。)を本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、以下の各号に掲げる場合は秘密情報に該当しません。
 - ① 秘密情報が受領時に公知又は公用の場合
 - ② 秘密情報を受領時にすでに所有していた場合
 - ③ 秘密情報を正当な権限を有する第三者から合法的に取得した場合
 - ④ 秘密情報に基づかず独自に開発した場合

2 YES 及びお客様は、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
ただし、以下の場合は秘密保持義務が免除されます。

- ① コンサルタント、公認会計士若しくは弁護士又は自己の取引相手に対して、本条と同程度の秘密保持契約を締結することを条件に秘密情報を開示する場合
- ② 裁判所、行政機関等の公的機関より開示を請求された場合又は法令の定めに基づき秘密情報を必要最小限度で開示すべき場合

第 20 条(反社会的勢力の排除)

1 YES 及びお客様は、次の各号について表明し、保証します。

- ① 自己又は自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと
- ② 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと
- ③ 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- ④ 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して賃金等を提供又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- ⑤ 自己又は第三者を利用して、相手方及び相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます。）に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと

2 YES 及びお客様は、相手方が前項に違反した場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合において、前項に違反するとして解除された当事者は、それによって相手方に生じた全ての損害を直ちに賠償するものとするが、それによって自己に生じた損害の賠償を相手方に請求することができないものとします。

第 21 条(苦情申立)

お客様は、本サービスに関する苦情等の申出を YES に対して行うものとし、YES は、これに対して、誠意を持って迅速に対応するものとします。

第 22 条(情報の保護)

1 YES は、法令及び YES が別途定める個人情報保護に関する基本方針 (<https://www.yonden-yes.co.jp/etc/privacy/>) に基づき、個人情報及び発電情報を適切に取り扱います。

- 2 YES は、本サービスの提供に関し取得した個人情報及び発電情報を以下の利用目的の範囲内において使用します。
- ① 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等をお客様に対して行うことを含みます。）及び本サービスより派生する商品開発
 - ② 本サービスの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと
 - ③ YES の取扱う製品・サービスに関する情報（YES の別サービス又は YES の新規サービス紹介情報等を含む。）を、電子メール等により案内すること
 - ④ YES の個人情報保護に関する基本方針に定める範囲内で利用すること
 - ⑤ 本設備の設置、メンテナンス等の実施にあたり、法令に基づく関係先への報告、申請に利用すること
 - ⑥ その他お客様から得た同意の範囲内で利用すること
- 3 YES は、前項の場合も含め、必要な限度において個人情報及び発電情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、YES は、自己の監督責任下において個人情報を第三者に提供します。

第 23 条(裁判管轄)

本契約に関する紛争については、高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条(契約期間等)

- 1 本契約の契約期間および利用期間は、別に定める申込書内容のとおりとします。
- 2 契約期間の満了、又は解除若しくは解約により本契約が終了した場合においても、第 17 条(本契約終了時の留意事項)、第 19 条(秘密保持)、第 23 条(裁判管轄)及び本規定は、なお有効に存続します。

第 25 条(誠実協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき疑義のある事項については、YES 及びお客様の間で信義に則り誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第 26 条(条項の矛盾抵触)

第 1 章総則と第 2 章本設備の利用の各条項に矛盾抵触がある場合には、第 1 章総則の条項が優先するものとします。

第 2 章 本設備の利用

第 27 条(サービス利用料金)

本契約に基づくお客様の月額の利用料金は、申込書に記載のとおりとします。ただし、消費税法等改正により消費税及び地方消費税は変動することがあります。

第 28 条(本サービス利用料金債権の取扱い)

本契約に基づく YES のお客様に対する本サービス利用料金債権その他の債権は、YES 及び委託を受けた集金代行会社」の連帯債権（当該利用料金支払に相当する弁済を除いて消滅時効等の絶対的効力事由は制限されます。）となるものとします。

第 29 条(サービス利用料金等の支払)

- 1 お客様は、サービス開始日以降、申込内容のとおりの金額、支払日、支払方法により、サービス利用料金及び消費税法の税率に基づく消費税及び地方消費税（以下、消費税額等といいます。）を YES に支払います。
- 2 前項の支払いのためお客様は、銀行預金口座の振替依頼書を記名捺印のうえ YES または集金代行会社に提出します。合意解約時の解約金、契約違反時の損害金は、次の (1) (2) (3) および消費税額等とします。
 - (1) サービス利用料金総額から既支払額を差し引いた残サービス利用料金
 - (2) 本設備の撤去にかかる費用
 - (3) 本設備の分解・リサイクル等にかかる処分費用
- 3 本サービス開始以降、お客様の都合によって、YES 又は YES の委託を受けた第三者が本設備又は付帯する設備に追加工事を行った場合、お客様は、それに要した工事費を YES 又は集金代行会社が請求するところに従って支払うものとします。

第 30 条(本件建物の第三者への賃貸)

お客様は、予め YES の承諾を得ることなく、本サービス期間中本件建物を第三者に賃貸してはならないものとします。

第 31 条(遅延損害金、費用負担)

- 1 お客様が第 27 条によるサービス利用料金、第 12 条による解約金、その他本契約に基づく YES に対する支払いを遅延したときは、お客様は、YES に対して、その支払期日の翌日から実際に支払いをした日まで、支払遅延金額について法定利率による遅延損害金を、YES が指定する方法により支払います。
- 2 前項の支払いに必要な振込手数料（消費税額等を含みます。）その他の費用は、お客様の負担とします。

第 32 条(連帯保証)

- 1 連帯保証人は、本契約を承認し、お客様が本契約に基づいて YES に対し負担する金銭債務について、お客様と連帯して保証し、保証債務を履行します。
- 2 YES が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、お客様及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- 3 連帯保証人は、YES がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。また、連帯保証人は、本契約によるお客様のすべての債務が完済されるまで YES の権利に代位しません。

- 4 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
- (1) 法人ではない連帯保証人の本条に基づく保証債務の極度額は表記のサービス利用料金総額（税込）の金額とします。法人である連帯保証人につき、その保証債務に極度額は定めません。
 - (2) お客様は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、YES に対して表明及び保証します。
 - ① 財産及び収支の状況
 - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
 - (3) 法人ではない連帯保証人は、お客様から前号の情報すべての提供を受けたことを、YES に対して表明及び保証します。
- 5 お客様は、YES が連帯保証人に対して、お客様の YES に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第 33 条(通知、報告事項)

- 1 お客様は、本契約に定める場合その他住所の移転等本契約の締結時から変更する事項があるときは、直ちに書面で YES に通知します。
- 2 YES がお客様若しくは連帯保証人に対して発した書面であって、申込書記載の住所又は事前に変更の届け出を受けたお客様又は連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、お客様および連帯保証人は不着又は延着によって生じた損害又は不利益を甲に対して主張することはできないものとします。

第 34 条(公正証書の作成)

お客様及び連帯保証人は、YES が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、本契約に関する債務について強制執行の認諾条項付公正証書の作成手続をとることに協力し、その費用はお客様が負担します。

第 35 条(保安への対応等)

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、YES はお客様に対して、状況の是正を指示することができ、お客様は自己の費用負担でこれに直ちに応じるものとします。

- ① お客様の責に帰すべき事由により保安上の危険が生じ、若しくは生じうると YES 又は YES の委託を受けた第三者が合理的に判断する場合
- ② お客様が本設備その他付帯設備に、YES 又は前号の第三者に無断で改変等を加えた場合
- ③ YES 又は第 1 号の第三者が是正の必要があると合理的に判断した場合

第 36 条(運転の中止及び再開)

- 1 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合には、YES は本設備の運転を中止することができるものとします。
 - ① 本サービスの運用上やむを得ない場合
 - ② 天災地変の場合
 - ③ その他保安上の必要がある場合
- 2 前項によって電気の供給が中止された場合、YES の判断によって、本契約に基づく本設備の運転を再開することができるものとします。
- 3 第 1 項によって電気の供給が中止された場合、YES は、それによってお客様に生じた損害をお客様へ賠償する責任を免除されるものとします。

第 37 条(運転の停止、中止及び再開の場合におけるお客様の協力)

お客様は、本契約に基づき、YES 又は YES の委託を受けた第三者が、本設備の運転を中止又は再開する場合には、本件建物、本件屋根上部分に立ち入ることができるものとし、お客様はこれを拒まず、YES 又は当該第三者が必要とする協力を行うものとします。

第 38 条(本約款に定めのない事項)

本約款に定めのない事項については、お客様及び YES が協議し定めることとします。

以上

令和 8 年 4 月 1 日 適用開始